

作業土工（床掘）（積算編）

秋田県 ICT 活用モデル工事（作業土工（床掘））実施要領（積算編）

1. 適用範囲

- 1-1 本資料は、ICT による作業土工（床掘）（以下、作業土工（床掘）（ICT））に適用する。
積算にあたっては、施工パッケージ型積算基準により行うこととする。
なお、作業土工（床掘）（ICT）については、掘削（ICT）又は路体（築堤）盛土（ICT）
又は路床盛土（ICT）と同時に実施する場合に適用できるものとする。
また、現場条件によって「2-1 機械経費」に示す ICT 建設機械の規格よりも小さい ICT 建設
機械を用いる場合は、施工パッケージ型積算基準によらず、見積りを活用し積算することとする。

- 1-2 この実施要領（積算編）は、秋田県建設部が所管する建設工事に適用する。

2. 機械経費

2-1 機械経費

作業土工（ICT）の積算で使用する ICT 建設機械の機械経費は、以下のとおりとする。なお、損
料については、最新の「建設機械等損料算定表（秋田県）」、賃料については、土木工事標準積算基準書
（秋田県）の「第2章 工事費の積算」①直接工事費により算定するものとする。

作業土工（床掘）（ICT）

ICT 建設機械名	規格	機械経費	備考
バックホウ （クローラ型）	標準型・ICT 施工対応 型・クレーン機能付き・ 排出ガス対策型（2011 年規 制）山積 0.8m ³ （平積 0.6m ³ ）	賃料にて計上	ICT 建設機械経費加 算額は別途計上
	標準型・排出ガス対策型 （第一次基準値）山積 0.45m ³ （平積 0.35m ³ ）	損料にて計上	ICT 建設機械経費加 算額は別途計上

※2-1 機械経費のうち、賃料にて計上する ICT 施工対応型の機械経費には、地上の基準局・
管理局以外の賃貸費用が含まれている。

2-2 ICT 建設機械経費加算額

2-2-1 賃料加算額

ICT 建設機械経費賃料加算額は、地上の基準局・管理局の賃貸費用とし、2-1 機械経費のう
ち賃料にて計上する ICT 建設機械に適用する。

なお、加算額は、以下のとおりとする。

（1）作業土工（床掘）（ICT）

対象建設機械：バックホウ（ICT 施工対応型）

賃料加算額：13,000 円／日

2-2-2 損料加算額

ICT 建設機械経費損料加算額は、建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用とし、2-1 機械経費のうち損料にて計上する ICT 建設機械に適用する。

なお、加算額は、以下のとおりとする。

(1) 掘削 (ICT)

対象建設機械：バックホウ

損料加算額：41,000 円/日

2-3 その他

ICT 建設機械経費等として、以下の各経費を共通仮設費の技術管理費に計上する。

2-3-1 保守点検

ICT 建設機械の保守点検に要する費用は、次式により計上するものとする。

(1) 作業土工 (床掘) (ICT)

$$\text{保守点検費} = \text{土木一般世話役(円)} \times 0.05(\text{人/日}) \times \frac{\text{施工数量(m3)}}{\text{作業日当り標準作業量(m3/日)} \times 1.09}$$

(注) 作業日当り標準作業量は「第 I 編第 14 章その他④作業日当り標準作業量」の標準作業量（施工パッケージ「床掘工【床掘り】」）による。

2-3-2 システム初期費

ICT 施工用機器の賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、システムの初期費用等、貸出しに要する全ての費用は、以下のとおりとする。

作業土工 (床掘) (ICT)

対象建設機械：バックホウ

費用：計上しない

3. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。

なお、3次元起工測量については、土工の掘削・盛土等と併せて、起工測量が行えない場合に計上する。

4. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

作業土工 (床掘) (ICT) については、出来形管理を行わないため、費用は計上しない。

5. 土木工事標準積算基準書（秋田県）に対する補正

5-1 作業日当り標準作業量の補正

作業土工 (床掘) (ICT) を実施する場合、作業日当り標準作業量（施工パッケージ「床掘工【床掘り】」）に対して **1.09** を乗じる。（小数第 2 位止め、四捨五入）

参考

作業土工（床掘）（ICT）については、以下の考え方により施工パッケージ「床掘工【床掘り】」の標準単価Pを補正し、P'とするものである。

1) 施工パッケージコード

P'	: 積算単価(積算地区、積算年月)
P	: 標準単価(東京地区、基準年月)
Kr	: 標準単価における全機械(K1~K3,他)の構成比合計
K1r~K3r	: 標準単価における代表機械規格 K1~3 の構成比
K1t~K3t	: 代表機械規格 K1~3 の単価(東京地区、基準年月)
K1t'~K3t'	: 代表機械規格 K1~3 の単価(積算地区、積算年月)
Rr	: 標準単価における全労務(R1~R4,他)の構成比合計
R1r~R4r	: 標準単価における代表労務規格 R1~4 の構成比
R1t~R4t	: 代表労務規格 R1~4 の単価(東京地区、基準年月)
R1t'~R4t'	: 代表労務規格 R1~4 の単価(積算地区、積算年月)
Zr	: 標準単価における全材料(Z1~Z4,他)の構成比合計
Z1r~Z4r	: 標準単価における代表材料規格 Z1~4 の構成比
Z1t~Z4t	: 代表材料規格 Z1~4 の単価(東京地区、基準年月)
Z1t'~Z4t'	: 代表材料規格 Z1~4 の単価(積算地区、積算年月)
Sr	: 標準単価における市場単価 S の構成比
St	: 市場単価 S の所与条件における単価(東京地区、基準年月)
St'	: 市場単価 S の所与条件における単価(積算地区、積算年月)

※標準単価 P・機労材の構成比 Kr~Z4r・単価 K1t, K1t' ~Z1t, Z1t' は、「施工パッケージ型積算方式標準単価表」の「床掘工【床掘り】」における該当部分を用いる。ただし、K1t'~K3t'のうち、ICT建設機械を適用するものについては、「2-1 機械経費」の単価を用いる。

※施工パッケージ「床掘工【床掘り】」の適用条件は、下表とする。

土質	施工方法	土留方式の種類	障害の有無
土砂	標準	無し	無し
			有り
		自立式	無し
			有り
		グラントアンカー式	無し
			有り
		切梁腹起式	無し
			有り
	平均施工幅 1m 以上 2m 未満	無し	無し
			有り
		自立式	無し
			有り
		グラントアンカー式	無し
			有り
		切梁腹起式	無し
			有り
岩塊・玉石	標準	無し	無し
			有り

		自立式	無し
--	--	-----	----

			有り
		グラントアンカー式	無し
			有り
		切梁腹起式	無し
			有り
	平均施工幅 1m 以上 2m 未満	無し	無し
			有り
		自立式	無し
			有り
		グラントアンカー式	無し
			有り
		切梁腹起式	無し
			有り

2) 以下の点を考慮してP' を計算する。

- ・日当り施工量に 1.09 を乗じる
- ・労務のうち普通作業員は補正の対象外とする

① 作業土工（床掘）（ICT）

$$P' = P \times \left\{ \left(\left(\frac{K1r}{100} \times \frac{K1t'}{K1t} \right) \times \frac{1}{1.09} \right) \times \frac{Kr}{K1r} + \left(\frac{R1r}{100} \times \frac{R1t'}{R1t} \times \frac{1}{1.09} + \frac{R2r}{100} \times \frac{R2t'}{R2t} \right) \times \frac{Rr}{R1r + R2r} \right. \\ \left. + \left(\frac{Z1r}{100} \times \frac{Z1t'}{Z1t} \times \frac{1}{1.09} \right) \times \frac{Zr}{Z1r} + \frac{100 - Kr - Rr - Zr}{100} \right\}$$

※P' は有効数字4桁、5桁目切り上げ

※施工方法が「標準」の場合、K1 をバックハウ、R1 を運転手（特殊）、R2 を普通作業員（土留方式の種類が「無し」以外の場合）、Z1 を軽油とする。ただし、K1t' は、バックハウ（クローラ型）（ICT施工対応型）[標準型・ICT施工対応型・クレーン機能付き・排出ガス対策型（2011年規制）山積0.8m³（平積0.6m³）]とし、「2-1 機械経費」の単価を用いる。

※施工方法が「平均施工幅 1m 以上 2m 未満」の場合、K1 をバックハウ、R1 を運転手（特殊）、R2 を普通作業員（土留方式の種類が「無し」以外の場合）、Z1 を軽油とする。ただし、K1t' は、バックハウ（クローラ型）（ICT施工対応型）[標準型排出ガス対策型（第一次基準値）山積0.45m³（平積0.35m³）]とし、「2-1 機械経費」の単価を用いる。

※上記補正式の K1～Z1 と機労材名称は代表的な組合せを記載しており、「施工パッケージ型積算方式標準単価表」の記載と一致しないことがある。その場合は、単価表に記載の機労材名称と上記補正式の機労材名称を一致させ、単価表の K1～Z1 を読み替えて補正式に適用すること。

附 則（令和2年9月8日技管-296）

この実施要領は、令和2年10月1日から施行する。